

○内閣府告示第千五百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年八月八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島市
- 二 構造改革特別区域の名称 福島フルーツ盆地（ぼんち）酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福島市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第千五百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年八月八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 埼玉県秩父郡横瀬町
- 二 構造改革特別区域の名称 都心近くのいなかまち よこぜどぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 埼玉県秩父郡横瀬町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第千五百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年八月八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都江戸川区
- 二 構造改革特別区域の名称 児童発達支援センター給食搬入特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都江戸川区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

（九三九）

○内閣府告示第千五百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年八月八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊那市
- 二 構造改革特別区域の名称 信州伊那ワイン・シードル特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊那市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第千五百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年八月八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県上水内郡飯綱町
- 二 構造改革特別区域の名称 飯綱ワイン・シードル特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県上水内郡飯綱町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第千五百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年八月八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栗東市
- 二 構造改革特別区域の名称 安全で安心、おいしい栗東市給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 栗東市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）